

## 奈良県告示第六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、筒井土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和四年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	石田 克正	大和郡山市筒井町一六二七
〃	伊豆 幸次	〃 一五四〇
〃	堀江 正次	〃 一四九六
〃	川中 恒治	〃 一五六四
〃	藤田 諭亨	〃 一二五一―三
〃	米山 隆雄	〃 一六一九
〃	米田 尚史	〃 四五四―一
〃	伊谷 維男	〃 一五九七
〃	八百井 智	〃 五九〇―一
〃	竹本 嘉之	〃 一三七九
〃	松田 悦治	〃 一三九五―一
監事	奥田 敏夫	〃 二二五
〃	中川 光義	〃 一五六九
〃	西本 勝治	〃 八二五
〃	松井 勇	〃 一三七八―二

### 二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	石田 克正	大和郡山市筒井町一六二七
〃	伊豆 幸次	〃 一五四〇
〃	堀江 正次	〃 一四九六
〃	川中 恒治	〃 一五六四
〃	岡本 陽介	〃 一五二二
〃	藤田 正信	〃 九条平野町一―四一
〃	米田 尚史	〃 筒井町四五四―一

〃	〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃
西岡	矢尾	中川	西本	奥田	松田	竹本	西本	伊谷
進	正則	光義	弘之	敏夫	悦治	嘉之	勝治	維男
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一五九五	一六四一	一五六九	一六〇〇	二二五	一三九五	一三七九	八二五	一五九七
					一			